大阪府規則第四十一号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施

行規則の一部を改正する規則

成二十五年大阪府規則第三十四号)の一部を次のように改正する。大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

投 旧	 农川
る。 他の情報通信機器を活用して行うことができる 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その 第十条 (略) (衛生管理等)	第十条 (略) (衛任管理等)
る。 他の情報通信機器を活用して行うことができる 12 前項第二号の委員会は、テレビ電話装置その 第十一条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)	第十一条 (略)(事故発生の防止及び発生時の対応)

至 宝

この規則は、今和三年四月一日から施行する。